

令和 8 年度（2026年度）被災地産品流通体制構築緊急支援事業補助金実施要領

（趣旨）

第 1 条 被災地産品県内流通体制構築支援事業補助金の交付については、熊本県補助金等交付規則（昭和 5 6 年熊本県規則第 3 4 号。以下「規則」という。）及び熊本県農林水産業振興補助金等交付要項（以下「要項」という。）に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

（事業目的）

第 2 条 被災地産品県内流通体制構築緊急支援事業（以下「本事業」という。）では、令和 8 年熊本地震により行き場を失った被災地産農林畜水産物等の販路確保を図るため、被災地の農林畜水産事業者を支援する民間事業者等による早期の流通体制の構築及び販売促進を通じた販路回復に向けた取組を支援し、被災地産農林畜水産物等の安定的な流通・販売体制の確立を通じて、被災地域の生産者支援及び産業復興を推進することを目的とする。

（事業の内容等）

第 3 条 本事業の事業主体、補助対象経費、補助率及び補助上限額は、別表 1 のとおりとする。ただし、補助額は予算の範囲内で決定する。

（補助事業の募集）

第 4 条 本事業の募集期間は別途定める。

（補助金の交付申請及び変更交付申請）

第 5 条 要項第 6 条第 2 項第 1 号の事業計画書及び要項第 8 条第 2 項の事業変更計画書は、様式第 1 号によるものとし、次の書類を添付するものとする。

- （1）事業主体の概要がわかる書類
- （2）事業に必要な経費の根拠となる書類の写し

（実績報告）

第 6 条 要項第 1 3 条第 2 項第 1 号の事業実績書は、様式第 1 号によるものとし、次の書類を添付するものとする。

- （1）事業に要した経費に係る証拠書類の写し
- （2）その他知事が必要と認める書類

（調査・指導等）

第 7 条 県は、必要に応じて事業主体等に対し、事業の実施状況及び経理内容について報告を求めることができるものとする。

2 県が必要あると判断した場合には、現地調査等を実施することができるものとする。この際、事業主体等は、県の求めに応じ、関係書類を提示し、調査等に協力するものとする。

(雑則)

第8条 本事業の実施については、規則、要項及びこの要領に定めるもののほか、必要に応じて別に定める。

附 則

この要領は、令和8年（2026年）9月8日から施行し、令和8年（2026年）7月28日から適用する。

別表 1（被災地産品県内流通体制構築緊急支援事業実施要領）

事業主体	補助対象経費	補助率等
【事業主体】 次の要件を満たす被災地の農林畜水産事業者を支援する民間事業者等 (1) 県内に本店、支店、営業所その他の事業活動拠点を有すること (2) 農林畜水産物の販売促進、販路開拓、イベント運営その他これらに類する事業の実績を有すること (3) 被災地域の生産者、生産者団体、直売所、道の駅、量販店、流通事業者等と連携し、事業を実施できる体制を有すること (4) 法人、団体又は複数の事業者で構成される組織であること (5) 県税に未納がないこと	被災地産農林畜水産物の販路確保、流通体制構築及び販売促進を図るために実施する次の取組に要する経費 (1) 流通体制の構築に要する経費 ・ 輸送方法、受発注の仕組み、集荷拠点の検討その他流通体制の構築に必要な取組に要する経費 ・ 輸送費、機器及び輸送用パレット等のリース料、使用料、会議開催費、旅費、会場借上料等 (2) 被災地産品の販売促進に要する経費 ・ 復興支援イベント、物産展、マルシェ等への出展及び販売促進活動に要する経費 ・ 輸送費、販促資材作成費、広告宣伝費、旅費、冷蔵ケース等の販売資材のリース料、使用料等 (3) 専門家の活用に関する経費 ・ 流通体制構築、販路開拓その他事業目的の達成に必要なアドバイザー又は専門家の招聘及び派遣に要する経費 (4) その他、事業目的の達成に必要と認められる経費	【補助率】 定額 【補助上限額】 10,000千円／事業者